

「東扇島堀込部土地造成事業の実施に向けた考え方」を取りまとめました

川崎市では、川崎港における港湾物流機能の強化を図るため、平成 26 年 11 月に改訂しました川崎港港湾計画に基づき、事業化に向けた検討を行い、「東扇島堀込部土地造成事業の実施に向けた考え方」を取りまとめました。取りまとめにあたり、川崎市と東海旅客鉄道株式会社は、「中央新幹線梶ヶ谷非常口から搬出する建設発生土の東扇島堀込部土地造成事業への有効活用に関する覚書」を平成 29 年 8 月 28 日に締結いたしました。川崎市内にある中央新幹線梶ヶ谷非常口から搬出する建設発生土を有効活用することで、土地需要に対応した早期の土地造成を実現することが可能となります。

なお、今後は、公有水面埋立法に基づく埋立免許を取得するため、議会の議決を経るなど必要な申請手続きを行ってまいります。

1 事業の実施に向けた考え方

資料 「東扇島堀込部土地造成事業の実施に向けた考え方について」 のとおり

2 今後のスケジュール（予定）

平成 29 年度 公有水面埋立免許の取得
平成 30 年度以降 護岸築造工事着手
平成 32 年度以降 建設発生土の受入

3 配布資料

資料 東扇島堀込部土地造成事業の実施に向けた考え方について

参考資料 1 東扇島堀込部土地造成事業への建設発生土の受入要請に対する回答について

参考資料 2 中央新幹線梶ヶ谷非常口から搬出する建設発生土の東扇島堀込部土地造成事業への有効活用に関する覚書

問い合わせ先

川崎市港湾局港湾經營部整備計画課 高橋

電話 044-200-3060

【1 現状・課題】

- コンテナ取扱量が5年間で約3倍に増加、今後も増加が想定されるなかで、**コンテナ関連用地が不足**する。
- 完成自動車の輸出が堅調に推移、主要貨物である完成自動車を保管するための**ストックヤードが不足**している。
- 東扇島には物流倉庫が多数立地、老朽化による施設機能の低下等が懸念されることから、**倉庫建て替えのため代替用地の確保**が必要である。

【2 基本方針(川崎港港湾計画への位置づけ)】

増加するコンテナ貨物や完成自動車に対応するため、平成26年11月に法定計画である川崎港港湾計画を改訂し、**建設発生土等を有効活用した東扇島堀込部の埋め立てによる土地造成計画を位置づけた**。



土地利用区分	面積(ha)	主な内容
埠頭用地	3.4	<ul style="list-style-type: none"> ・コンテナターミナル ・コンテナ関連用地
港湾関連用地	9.7	<ul style="list-style-type: none"> ・貨物保管用地 ・物流関連用地
合計	13.1	

※平成29年10月に川崎港港湾計画を変更予定

【3 事業推進にあたっての課題】

- ・逼迫する土地需要に対応した早期の土地造成
- ・埋立用材の安定確保、資金調達

【4 JR東海からの要請書(平成29年6月1日)】

JR東海は、超電導リニアによる中央新幹線事業の品川・名古屋間の工事に着手しており、本市梶ヶ谷非常口から搬出される建設発生土の東扇島堀込部土地造成事業への受入について、本市に要請があった。

【5 建設発生土の受入要請に対する市の回答・覚書】

上記の要請書に対する回答に際して、以下の事項の確認を行った。

<JR東海への確認事項>

- | | |
|---------------------|---|
| ① 工事間利用（搬入土量・時期、土質） | ③ その他 |
| ② 費用負担（建設費等の応分の負担） | <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道貨物に関わる運搬計画 ・東扇島堀込部までの運搬経路 ・周辺住民の理解を得るために取組 |

- ・埋立用材となる建設発生土を安定的に確保できること。また、受入に必要となる費用についても調達が可能となること。
- ・建設発生土の運搬について、鉄道貨物や船舶を利用するなど、環境影響への負荷低減に配慮した運搬計画であること。
- ・周辺住民に対し丁寧に対応し理解を得るよう取り組んでいく考えであること。

<受入要請に対する市の回答>

- ① **公有水面埋立免許の取得ができれば受入は可能。**
- ② 受入への協力については、**受入に必要となる建設費等の応分の費用を負担することを条件**。具体的な内容等は、覚書。
- ③ 工事説明会等での意見を踏まえ**最大限の環境影響に配慮した対策を取ること。周辺住民に対して丁寧に対応し理解を得ること。**

<中央新幹線梶ヶ谷非常口から搬出する建設発生土の東扇島堀込部土地造成事業への有効活用に関する覚書>

主な内容

- ① 受入予定期間及び取扱予定土量
 - ✓ 平成32年度から平成37年度、概ね140万m³
- ② 建設発生土の品質等
 - ✓ 廃棄物処理法に規定する建設汚泥でないもの。
 - ✓ 海防法など公有水面埋立免許で定める基準等に適合するもの。
- ③ 役割分担
 - JR東海：積出地までの運搬、積出地から受入地までの運搬・搬入
 - 市：護岸築造工事、埋立管理等

- ④ 費用負担
 - JR東海：護岸築造工事、埋立管理費用等
 - 市：基盤整備費用等（埋立竣工後）
- ⑤ 解除
 - ✓ 埋立免許が取得できない場合は解除

東扇島堀込部土地造成事業の実施に向けた考え方について

【6 事業計画】

<事業の目的>

川崎港において、増加するコンテナ貨物や主要貨物である完成自動車に対応するための用地、倉庫建て替えの代替用地を確保するため、東扇島堀込部において建設発生土を埋立用材として受入れて、海面埋立による土地造成を行う。

<事業の内容>

事業位置：川崎区東扇島地先の公有水面

事業者：川崎市

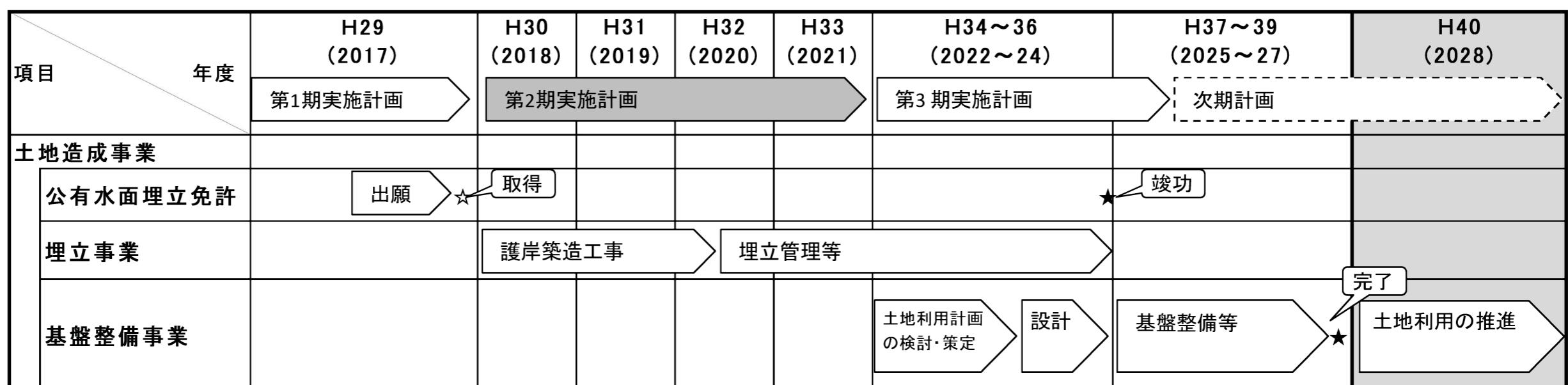
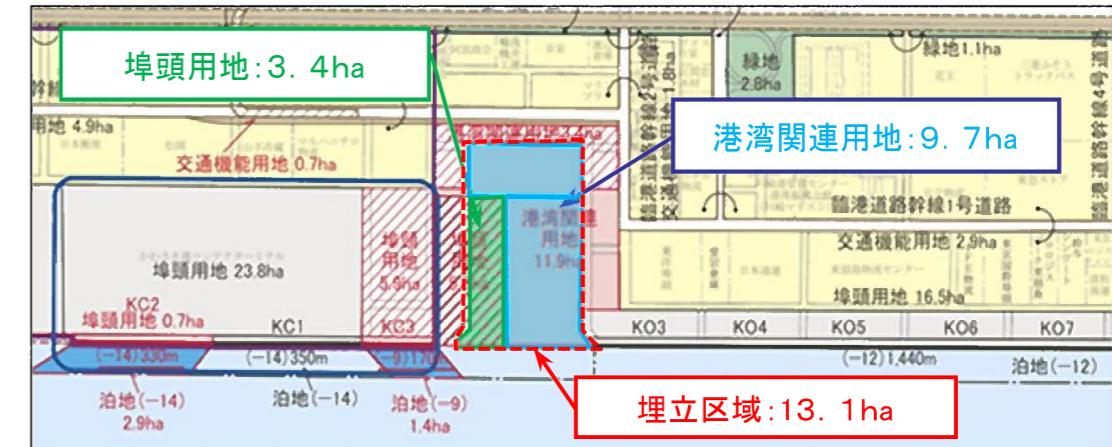
埋立面積：約13.1ha ※平成29年10月に川崎港港湾計画を変更予定

埋立土量：約140万m³

土地利用計画：埠頭用地 約3.4ha、港湾関連用地 約9.7ha

事業期間：平成29年度～平成39年度

事業スケジュール：



※ コンテナなど需要動向の把握に努めながら、埋立事業の進捗や実行計画等の策定に合わせて、土地利用計画を策定した上で、基盤整備等を実施する。

事業費：

事業名	内容	概算額
埋立事業	護岸築造工事、埋立管理等	200億円
基盤整備事業	道路、下水、地盤改良等	40億円
合計		240億円

資金調達の考え方：

- ◆埋立事業については、中央新幹線梶ヶ谷非常口から搬出する建設発生土を埋立用材として受入れ、受入れに必要となる護岸築造工事、埋立管理等については、JR東海の費用負担とする。（埋立免許取得後に基本協定を締結予定）
- ◆基盤整備事業については、主に地方債により資金を調達し、造成地の貸付収入等をもって、地方債の償還を行うこと想定している。

東扇島堀込部土地造成事業への建設発生土の受入要請に対する回答について

1. 概 要

東海旅客鉄道株式会社（以下「JR 東海」という。）は、超電導リニアによる中央新幹線計画を全国新幹線鉄道整備法に基づき進めている。

中央新幹線事業については、品川・名古屋間の工事実施計画が、平成26年10月に国土交通大臣により認可され、事業着手しており、川崎市内においては、5ヶ所の非常口のうち、東百合丘及び梶ヶ谷非常口の建設工事が始まっている。

川崎市は、平成29年6月1日付けで、JR 東海から環境影響評価書に基づく梶ヶ谷非常口から搬出する発生土の東扇島堀込部土地造成事業への受入について、要請書を受理した。

2. JR 東海からの要請書

<p>川崎市長 福田 紀彦 様</p> <p style="text-align: center;">要請書</p> <p>東海旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 柏植 康英</p> <p>貴市におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。</p> <p>さて、中央新幹線については、全国新幹線鉄道整備法に基づき、平成23年5月に国土交通大臣により、弊社が営業主体及び建設主体に指名され、整備計画の決定及び建設の指示がなされており、国家的見地に立った事業として、国、地方公共団体等と連携・協力しつつ整備を推進することとされております。</p> <p>弊社では、中央新幹線の建設に伴う発生土については、本事業内の再利用を図る他、関係自治体の協力を得て他の公共事業や民間事業の事業主体と調整を行い、これらの事業での有効利用を進めていくことを考えています。</p> <p>つきましては、川崎市梶ヶ谷非常口から搬出する発生土を、現在、貴市が整備を計画されている東扇島土地造成事業に受入れていただくよう検討をお願いいたします。</p>	<p>中建第174号 平成29年6月1日</p>
--	------------------------------

3. JR 東海への確認事項

建設発生土の受入に関する以下の具体的な内容について、JR 東海に確認を行う。

- (1) 工事間利用
 - ・搬入土量、搬入時期
 - ・土質（物理、化学性状）
- (2) 費用負担
 - ・受入に必要となる建設費等の応分負担
- (3) その他
 - ・鉄道貨物に関する運搬計画
 - ・東扇島堀込部までの運搬経路
 - ・周辺住民の理解を得るために取組

4. 建設発生土の受入要請に対する市の回答

29川港整第33号
平成29年8月28日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 柏植 康英 様

川崎市長 福田 紀彦

中央新幹線梶ヶ谷非常口から搬出する建設発生土の受入について（回答）

平成29年6月1日付け中建第174号にて要請がありました中央新幹線梶ヶ谷非常口から搬出する建設発生土の受入について、平成29年6月8日付け29川港整第13号を踏まえ、次のとおり回答いたします。

- 1 本市で計画しております東扇島堀込部土地造成事業への建設発生土の受入については、公有水面埋立免許の取得ができれば、受入は可能です。
- 2 当該受入への協力については、貴社が、受入に必要となる建設費等の応分の費用を負担することを条件といたします。なお、具体的な内容等については、別途、定めるものとします。
- 3 本市内で計画している中央新幹線の非常口設置工事等については、工事説明会等での意見を踏まえ最大限の環境影響に配慮した対策を取るとともに、周辺住民に対し丁寧に対応し理解を得るよう求めます。

（港湾局港湾経営部整備計画課担当）

中央新幹線梶ヶ谷非常口から搬出する建設発生土の
東扇島堀込部土地造成事業への有効活用に関する覚書

川崎市（以下「甲」という。）と東海旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、本市内にある乙の中央新幹線梶ヶ谷非常口におけるシールドトンネル工事で搬出する建設発生土（以下「発生土」という。）を東扇島堀込部土地造成事業（以下「土地造成事業」という。）に有効活用するため甲乙双方で協力することを目的として、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（総則）

第1条 本覚書は、発生土の有効活用に対する甲乙の協力に関し、基本的な事項を定めるものとする。

（発生土の受入地）

第2条 発生土の受入地は、川崎市川崎区東扇島地先の公有水面（堀込部）（別紙位置図）とする。

（受入予定期間及び取扱予定土量）

第3条 発生土の受入予定期間は、平成32年度から平成37年度とする。
2 取扱予定土量は、概ね140万立方メートルとする。
3 受入方法など具体的な内容については、甲から乙に示すものとする。
4 本条第1項及び第2項の規定を変更する必要がある場合は、甲乙協議のうえ、別途定めるものとする。

（発生土の品質等）

第4条 発生土は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する建設汚泥（コン指数が200kN/m²未満）でないものとする。
2 発生土は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年2月、総理府令第6号）によって定められた水底土砂に係る判定基準など、今後、甲が公有水面埋立免許（以下「埋立免許」という。）で定める基準等に適合するものとし、甲の指示に従うものとする。
3 発生土の検査及び引渡し方法等については、甲乙協議のうえ、受入開始日までに甲が定めるものとする。

（役割分担）

第5条 甲は、土地造成事業の事業主体として、埋立免許で定める設計概要に従い、護岸築造工事を実施するとともに、第3条及び第4条の定めに基づいて乙が搬入した発生土を受け入れ、その発生土を用いて埋立管理等を行うものとする。

2 乙は、関係者と調整のうえ、乙の責任において、発生土を本市内梶ヶ谷非常口からできる限り鉄道貨物を活用して本市臨海部の積出地まで運搬し、積出地から海上輸送により受入地まで搬入するものとする。なお、甲は、乙が行う積出地から受入地までの海上輸送に関する関係者の調整については、必要に応じて協力するものとする。

3 甲及び乙は、海上輸送の実施にあたって輸送土量、輸送時期等の具体的な内容について、必要に応じて協力するものとする。

（費用負担）

第6条 前条第1項に定める護岸築造工事及び埋立管理等に必要な費用は、概算金額200億円とし、発生土の受入に必要な費用として、乙が負担するものとする。

2 公有水面埋立の竣工認可後に必要となる基盤整備の費用等は、甲が負担するものとする。

（財産の帰属及び管理）

第7条 護岸及び埋立地の財産所有権は、甲に帰属するものとし、維持管理について甲の費用負担とする。

（基本協定及び年度協定）

第8条 甲及び乙は、埋立免許の取得後、護岸築造工事及び埋立管理等の施行に関する基本協定を締結するものとする。

2 甲及び乙は、前項の基本協定に基づき年度毎に工事内容、工事費、支払い時期及び方法等必要な事項について、年度協定を締結するものとする。

3 甲は、工事の実施にあたり、できる限り工事費の縮減に努めるものとする。

（秘密保持）

第9条 甲及び乙は、本覚書の実施に伴い知り得た秘密について、相手方の承諾がない限り、第三者に開示してはならない。ただし、公知の事実又は第三者から適法に取得した事実については、この限りではない。

(解除)

- 第10条 甲及び乙は、甲が公有水面埋立法に基づく埋立免許が取得できず、護岸築造等の工事に着手できない場合において、本覚書の解除を行うことができるものとする。
- 2 前項により、本覚書が解除された場合、甲及び乙は互いに解除に伴う損害賠償その他の金銭的請求権を有しない。
- 3 甲及び乙は、相手方が本覚書に定められた義務の履行を怠り、また、相当の期間において催告を行ったにもかかわらず、その履行が果たされない場合、相手方に書面により通告のうえ、本覚書を解除することができるものとする。

(協議)

- 第11条 本覚書に定めのない事項又は本覚書に関する事項に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議をして定める。

以上、本覚書締結の証として、本覚書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保持するものとする。

平成29年 8月28日

甲 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市長 福田 紀彦

乙 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号
東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 柚植 康英

